

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と  
均等待遇を求める件

わが国のパートタイム労働者は、2002年には1200万人を超え、雇用労働者の20%以上に達するなど、いまや重要な位置を占めるに至りました。

しかし、パートタイム労働者は、フルタイム労働者に比べ賃金や労働条件、処遇などにおいて大きな格差があるなど、多くの問題を抱えております。

特に多くの女性が家庭の経済事情などで、やむなく処遇の低いパートタイムで働いており、均等待遇を求める声は年々高まっています。

一方、ILO 111号条約は、雇用及び職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないと規定しており、ILO 175号条約は、パートタイム労働者の権利と労働条件は、フルタイム労働者と均等とすべきとの原則を確認しております。

今後わが国において、短期間就業など柔軟で多様な働き方が広がっていくのは時代の流れであり、労働者がパートタイム労働を良好な就労形態のひとつとして選択できるよう、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を確立することが喫緊の課題となっております。

よって、国会及び政府におかれては、下記の施策を講ずるよう、強く要望します。

記

- 1 パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件と、均等待遇を確保するための法制度を整備すること。
- 2 ILO 111号条約と175号条約の早期批准を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志